

## 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（豊中市決定）

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

| 名 称             | 位 置          | 面 積        | 備 考  | 図面番号      |
|-----------------|--------------|------------|------|-----------|
| 向丘１Ｅ            | 豊中市向丘一、二丁目地内 | 約 0.05 ha  | 区域変更 | 4/24、8/24 |
| 上野坂２Ｂ           | 豊中市上野坂二丁目地内  | 約 - ha     | 廃止   | 8/24、9/24 |
| 原田中１Ａ           | 豊中市原田中一丁目地内  | 約 - ha     | 廃止   | 15/24     |
| 小 計             |              | 約 0.05 ha  |      |           |
| 永楽荘３Ａ他<br>189地区 |              | 約 36.68 ha | 変更なし |           |
| 合 計             | 191地区        | 約 36.73 ha |      |           |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

防災や環境保全等の多様な機能を有する農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の区域変更をするるとともに、生産緑地法第10条第2項の規定に基づく買取り申出手続きにより行為の制限が解除された生産緑地地区の廃止をするものである。